

## 第54号議案

### 亀岡市福祉医療費支給条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50年亀岡市条例第23号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

### 亀岡市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50年亀岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当する65歳以上の心身障害者であって、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定に該当しないもの又は65歳未満の心身障害者ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める1級又は2級に該当する者イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において、知能指数がおおむね35以下と判定された者

- ウ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める1級に該当する者
- オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当する者（その障害程度が障害等級表に定める1級に該当する者として精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の認定を受けた結果、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に記載された有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。）
- カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める3級に該当する者
- キ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者
- ク 3歳時検診（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項第2号に掲げる者に対して行う健康診査をいう。）等受診以前の者で、アからキまでに準ずるもののうち、特に市長が必要と認めたもの

第2条第1項第2号から同項第4号までを削り、同項第5号を同項第2号とし、同項第6号中「準ずる者で」の次に「、」を加え、同号を同項第3号とする。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項において「障害等級表」とは、身体障害者手帳については身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表

第5号をいい、精神障害者保健福祉手帳については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表をいう。

第4条第1号中「第2条第1項第1号から第4号まで」を「第2条第1項第1号」に改め、同条第2号中「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行し、同日以降の診療分から適用する。

亀岡市福祉医療費支給条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 福祉医療制度の対象者に精神障害者を加えることに伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和6年8月1日から施行すること。